協会賞専門委員会要項

平成16年9月9日 平成28年10月31日最終改正 国立大学図書館協会総務委員会

(趣 旨)

第1条 この要項は、委員会設置要項3の(2)に基づき、協会賞専門委員会(以下、「専門委員会」という。)の任務及び組織について定める。

(任 務)

第2条 専門委員会は、国立大学図書館協会記念基金規程第2条に定める国立大学図書館協会賞(以下、「賞」という。)の受賞者の選考を行うことを任務とする。

(組 織)

第3条 専門委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

(委員長)

- 第4条 委員長は、総務委員会委員長が指名する。但し賞の応募者が所属する図書館に所 属する者を委員長に指名することはできない。
 - 2. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 3. 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(委 員)

第5条 委員は、委員長が推薦し、総務委員会の議を経て、会員に所属する館長、部課長 等の数名に、総務委員会委員長が委嘱する。但し賞の応募者が所属する図書館に所属す る者を委員に委嘱することはできない。

(任期)

第6条 委員長及び委員の任期は、指名又は委嘱された時から次期総会終了時までとする。

(選考結果の報告)

第7条 専門委員会は、選考結果を総務委員会に報告する。

(事 務)

第8条 専門委員会の事務は、委員長の所属する館が担当する。

附則

- 1. この要項は、平成16年7月1日から施行する。
- 2. この要項は、平成18年6月29日から施行する。
- 3. この要項は、平成22年6月18日から施行する。
- 4. この要項は、平成28年10月31日から施行する。